

判決年月日	平成 2 1 年 1 1 月 1 9 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）第 10148 号		
○ 共有に係る特許を受ける権利についての審判請求において、共有者の全員それぞれからそのための委任を受けている代理人が、外観上共有者の一部の者のためにのみする記載をした審判請求書を提出した場合であっても、代理人がこのような不合理な行為を行うのもやむを得ないとする特段の事情がない限り、当該審判請求は、共有者の全員のためにしたものと推認するのが相当である。			

（関連条文）特許法132条，133条

Xらは、「リチウム二次電池およびリチウム二次電池の製造方法」とする発明について、特許出願をしたが、拒絶査定を受けた。Xら代理人のK弁理士は、拒絶査定不服審判を請求したが、その審判請求書には、審判請求人としてX1のみを記載し、X2を記載しなかった。

特許庁は、特許を受ける権利がX両名共有に係る特許出願の拒絶査定に対する審判請求は、特許法132条3項の規定により、上記共有者の全員が共同してしなければならないところ、本件は、その一部の者によってされたものであるから不適法な請求であって、その補正をすることができない、として、却下審決をした。

本件は、Xらが却下審決の取消しを求める事案であり、Xらは、取消事由として、本件審判の請求がX両名により共同してされたことを看過した誤り及び特許法133条により補正を命じることを怠った違法を主張した。

本判決は、X2の原告適格を認めた上、以下のとおり判示して、Xらの請求を認容した。

「特許を受ける権利の共有者全員の代理人が、共有者のためにその審判を請求するには、審判請求書の請求人欄に、当事者として共有者全員の氏名を記載すべきものであることはいうまでもない。他方、特許を受ける権利の共有者の代理人が行った審判請求において、それが共有者全員の「共同して請求」したものに当たるかどうかについては、単に、審判請求書の請求人欄の記載のみによって判断すべきものではなく、その請求書の全趣旨を合理的に探求し、当該特許出願について特許庁側の知り得た事情等をも勘案して、総合的に判断すべきものである。

共有に係る特許を受ける権利についての審判請求のように、共有者の全員が共同して請求することが法律上の要件とされている場合において、共有者の全員それぞれからそのための委任を受けている代理人が、共有者の一部の者のためにのみ審判請求をし、その余の共有者のためにはこれを行わないときは、共有者全員の利益を害することになり、自ら審判請求の手続要件の欠缺をもたらし、拒絶査定を確定するにも等しいのであるから、代理人がこのような行動に出ることは合理的にみて考えられないことである。そうすると、代

理人がこのような不合理な行為を行うのもやむを得ないとする特段の事情がない限り、当該審判請求は、たとえ、外観上共有者の一部の者のためにのみする旨の表示となっている場合であっても、実際には、共有者の全員のためにしたものと推認するのが相当である。」

「本件においては、…Xらは、いずれも日本国内に住所又は居所を有しない韓国法人であり、K弁理士は、X兩名から拒絶査定不服審判の請求を含む包括的な事項についての代理人であった…。そして、本件拒絶査定書にはX 1（外 1 名）及びK弁理士の記載があったところ、K弁理士は、本件審判請求書に、請求人欄にはX 1 のみの識別番号及び名称を、代理人欄にはK弁理士の名前を記載し、原査定を取り消し本願は特許をすべきものであるとの審決を求める旨の記載をしたものである…。このような事実関係の下においては、K弁理士による本件審判請求書を受理した特許庁としては、K弁理士が、X兩名のために審判を請求する代理権を有する者であることを知り得たのであるから、代理人がこのような不合理な行為を行うのもやむを得ないとする特段の事情が認められない本件においては、本件審判請求書の記載上は、X 2 のためにすることが明記されてはいないけれども、実際には、X兩名のためにしたものと推認され、代理人による本件審判の請求の法律的效果は、本人たるX兩名に帰属すると解すべきである。」

「そうすると、本件審判の請求は、X兩名によるものであるにもかかわらず、本件審判請求書の審判請求人の欄にはX 1 のみが記載されていたのであるから、特許法 1 3 1 条 1 項の規定に定める方式についての不備があることになる。

よって、審判長としては、同法 1 3 3 条 1 項に基づき、相当の期間を指定してその表示の補正をすべきことを命じるべきであり、補正を命じれば、K弁理士においてX 2 の記載を追加したものと推認される。しかるに、審判長は、上記補正を命じることなく、直ちに本件審判の請求を却下したものであって、本件審決は違法である。」